

「令和7年度災害共済給付金支給データ・振込通知書作成業務」に関する質問及び回答

令和7年（2025年）2月7日

札幌市教育委員会学校教育部教育推進課

質問内容
当社にて三つ折り葉書への印刷と圧着を行う術が無く、仕様書6頁11項の再委託条項にて、他社に業務を一部委託するに於いてのセキュリティー対策資料の提出は、どのようなものを何時迄にお出しすれば良いかをお教えいただけますでしょうか。
回答
業務の一部を第三者に委託（以下「再委託という。」）する場合は、以下の資料を令和7年2月17日（月曜日）（※ 開札日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。））までに提出してください。 1 再委託に係る申出書（任意様式） 申出書には次の内容を記載すること。 (1) 業務の一部を再委託する合理的な理由及び必要性 (2) 再委託先の商号又は名称（職・氏名含む）及び住所 (3) 再委託を行う役務の範囲 (4) 再委託先が次のア～オに該当する者でないこと ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。 イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて3年を経過しない者でないこと。 ウ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。 エ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。 オ 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。

- (7) 役員等（申出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

2 再委託先の登記事項証明書（写しも可）など法人概要がわかる書類

3 再委託先を申請者とした「個人情報取扱安全基準適合申出書」